

令和7年4月25日

寄宿舎保護者等 様

京都府立丹波支援学校
校 長 由良 知子

警報等が発表された場合の寄宿舎の閉舎等について

平素は、本校教育推進に格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、大雨等の気象警報が発表された場合の寄宿舎の対応は、これまでどおり下記のとおりとしますので、よろしくお願いします。

記

- 1 亀岡市、南丹市又は京丹波町のいずれかに、午前6時30分時点で、暴風雪、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報又は特別警報が発表されたときは、「臨時休業」とします。
- 2 午前6時30分から午前9時までの間に警報又は特別警報が発表された場合の寄宿舎の対応は、以下のようにします。
 - (1) 月曜日等、家庭から登校する日
閉舎とし、登校はしないでください。
 - (2) 在舎中（次の日も学校で授業がある日）
寄宿舎生は学校で過ごすことを基本とするが、状況に応じて帰省させる場合があります。その際は別途連絡します。
 - (3) 金曜日等、帰省する日
安全を確認して適切な時刻に帰省させます。帰省時刻については、寄宿舎から各家庭に連絡します。帰省については保護者等の方の迎えを原則とします。
- 3 登校後に警報又は特別警報が発表された場合も、上記に準じます。
- 4 台風等の接近により事前に警報発表が予測される場合は、前日に休校を判断することがあります。その場合、以下のようにします。
 - ・翌日が休校となるため、家庭に連絡して帰省させます。
 - ・休校を判断した次の日が土曜日等休業日である場合は、家庭に連絡して帰省させます。
- 5 警報発表の確認は、気象庁の天気予報で確認してください。他の天気予報等の中には発表された地域の区分と気象庁の発表した区分とが合わない場合や時間のずれがある場合があります。
- 6 「臨時休業」を決定した場合は、「楽メ」にて保護者に知らせます。
- 7 その他 別途校長が定める場合には、臨時休業とすることがあります。